

平成20年度 蓮田市まちづくり交付金評価委員会会議録

招 集 日	平成20年12月24日(水曜日)	
開催場所	蓮田市役所 3階 301会議室	
開催日時	開会 平成20年12月24日(水)午後2時00分 閉会 平成20年12月24日(水)午後6時00分	
出席状況	委員長 奥 沢 信 男	出席・欠席
	副委員長 中 野 政 廣	出席・欠席
	委 員 岡 田 行 生	出席・欠席
	委 員 志 村 美 奈	出席・欠席
	委 員 関 根 元 雄	出席・欠席
	委 員 竹 前 國 廣	出席・欠席
	委 員 丹 下 進	出席・欠席
	委 員 山 口 眞 司	出席・欠席
	委 員 湯 谷 百合子	出席・欠席
	委 員 渡 邊 秀 子	出席・欠席
出席職員	都市整備部 部長 熊倉 進 都市整備部 次長兼都市計画課長 渡辺 健 都市計画課 主幹 門井 隆 " 主査 松永幸一 " 主任 金井利文	道 路 課 課長補佐 千代康弘 " 主査 中里幸雄
傍 聴 者	なし	
蓮田市まちづくり交付金評価委員会	蓮田市中心市街地地区まちづくり交付金の事後評価について 議事(1)事後評価制度の概要について 議事(2)当該地区におけるまちづくりの経緯 議事(3)事後評価手続き等にかかる審議 議事(4)今後のまちづくりについて審議 議事(5)評価委員会後のスケジュール	
4 議 事	(事務局) ・それでは、これより議事は、「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」として開催させていただきます。蓮田市まちづくり交付金評価実施要綱第5条及び第6条により、都市計画審議会長が委員長となり議長となることになっていきますので、奥沢委員長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。では、奥沢委員長、よろしく願いいたします。	

(奥沢委員長)

ただ今より、蓮田市まちづくり交付金評価委員会を始めさせていただきます。

市長さんからもお話もありましたし、後ほど細かな説明もあるかと思いますが、審議会の委員さんをもって評価委員会という形で意見を頂きたいということです。

本日も効率的な議事進行に努めて参りますのでよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に湯谷委員さんから提案があるそうです。

(湯谷委員)

これから評価するまちづくり交付金が実際に使われた事業と申しますか、現地を見たいと思ひますがいかがでしょうか。

(奥沢委員長)

審議をしていただく上で現地を見ることはこの時間が良いと思ひます。そういう形でよろしいでしょうか。前段の説明等があるのですが、むしろ最初に現地を簡単に見させていただくということでもよろしくお願ひします。

(委員)

7箇所ありますのでそれを見させていただきたい。

(奥沢委員長)

都市再生整備計画に資料としてはありますが、図面では分からない点もありありますが、現地を見たほうが理解しやすいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

現地視察は、約1時間を予定しています。

\*\*\*\*\*  
現 地 視 察  
\*\*\*\*\*

議事再開

(奥沢委員長)

会議を再開いたします。皆さん現地調査お疲れ様でした。

それでは、議事に入ります。事務局から「蓮田市中心市街地地区まちづくり交付金の事後評価について」意見・具申書の朗読と審議事項の議事(1)「事後評価制度の概要説明」と議事(2)「当該地区におけるまちづくりの経緯説明」を一括して説明をお願いします。

(事務局)

「蓮田市中心市街地地区まちづくり交付金の事後評価について」意見・具申書の朗読をいたします。

【意見・具申書の朗読】 (都市計画課)

【説明】 (都市計画課)

今日お配りしました、資料1を見ていただきたいと思います。事前配布しました資料1につきましては、一部県の指導を頂きまして今日お配りしました資料1に変更させていただきました。

このまちづくり交付金事業は、いろいろな事業が共通して使えるため、蓮田市都市計画審議会として審議する事項と異なりますので、「蓮田市まちづくり交付金評価実施要綱」を制定し、「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」を設置し、委員会メンバーは蓮田市都市計画審議会委員メンバーをもって実施する事に変更させていただきました、ご審議をお願いするものです。

まず、資料1の要綱について説明させていただきます。

…… 資料1 蓮田市まちづくり交付金評価実施要綱の説明 ……

続きまして、資料2について説明させていただきます。

…… 資料2 まちづくり交付金評価委員会の要件等の説明 ……

本日審議をしていただく事項は、今ご説明した主な審議事項の(1)から(5)となります。

- (1) 事後評価制度の概要説明
- (2) 当該地区におけるまちづくりの経緯説明
- (3) 事後評価手続き等にかかる審議
  - ・ 方法書について
  - ・ 成果の評価について
  - ・ 実施過程の評価について
  - ・ 効果発現要因の整理について
  - ・ 事後評価原案の公表について
- (4) 今後のまちづくりについて審議
  - ・ 今後のまちづくり方策について
  - ・ フォローアップ計画について
- (5) 評価委員会後のスケジュール

以上、ご審議をお願いします。

続きましては、議事(2)当該地区におけるまちづくりの経緯説明、資料3の「まちづくり交付金について」のご説明でございます。

パワーポイントでご説明させていただきます。

まず、「まちづくり交付金制度について」ご説明させていただきます。資料3のパンフレットを要約したものが前面のスクリーン出ますのでご覧ください。

「まちづくり交付金制度」とは地域主導で個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度でございます。

まちづくり交付金の大きな特徴としては、次の三つがあげられます。

- ・ 一つ目は、従来の補助金と異なり、市町村提案に基づく事業が実施でき、地方の自主性・裁量性が大幅に向上していること。
- ・ 二つ目は、交付金の手続きが簡素化されたことにより、市町村の使い勝手が大幅に向上していること。
- ・ 三つ目は、事業実施前に設定したまちづくりの目標・指標の達成度を計る「事後評価」を重視していることです。

このまちづくり交付金の交付要件としては、道路や公園等の基幹事業と、市町村の提案事業を組み合わせた都市再生整備計画を作成し、国に提出する必要があります。交付期間は5年間で、この計画に位置付けられた事業の費用に対し、おおむね4割が国から交付されます。

次にまちづくり交付金の交付対象について説明します。

具体的な例を挙げますと、地域振興を目標に掲げた場合は、多目的広場等の公共事業と併せて、空き店舗の活用事業やオープンカフェの社会実験の実施、また、安全安心を目標に掲げた場合は、道路・公園等の公共事業と併せて、防犯カメラの設置や建築物のバリアフリー化事業の実施など、このようにまちづくり交付金では、市町村が目標や指標を自由に設定し、目標達成のためにさまざまな事業を実施することができます。

続きまして、まちづくり交付金の流れについてご説明します。

まちづくり交付金は、P D C Aのマネジメントサイクルで実施しております。

まず、市町村は、まちづくりの目標とそれを実現する事業を記した都市再生整備計画を作成いたします。次に目標達成に必要な事業を5年間で実施いたします。次に目標達成状況に関する事後評価を実施して、結果を住民等に公表します。最後に、事後評価結果を踏まえ、必要な改善策を実施し、二期目の計画を立ち上げるなど、今後のまちづくりにつなげていくものでございます。

続きまして、まちづくり交付金の事後評価についてご説明いたします。

まちづくり交付金の事後評価は二つの事を目的としています。

- ・一つ目が、実施した事業の成果を住民に分かりやすく説明することです。
- ・二つ目が、交付金がもたらした成果を客観的に診断して、今後のまちづくりを適切に実施することです。

まちづくり交付金の事後評価の実施時期は、事業期間の最終年度の初めからになります。

蓮田市のまちづくり交付金事業は、平成16年度から始まりまして、今年度が最終年度となるため、今回事後評価を実施するものでございます。

なぜ、事業完了後に実施をしないのかと申しますと、最終年度の初めから実施することにより、改善策や今後のまちづくりの検討、次期交付金事業の計画作成が可能となります。また、事業完了後、直ちに改善策や次期まちづくりを実施できます。

次に事後評価の内容や手続きについて説明します。

事後評価の実施主体・実施時期につきましては、先ほど申しましたように、交付終了年度に市町村が実施するものでございます。

事後評価の内容としましては、事後評価の円滑な実施のため、方法書を作成、数値目標の達成度について検証いたします。

また、今後のまちづくり方策や目標を達成するための改善措置の作成などが必要となります。

今回、この事後評価の内容について委員の皆様にご審議いただくものでございます。

次に事後評価の手続きでございますが、平成20年の5月に方法書を国へ提出・承認を得て、6月～10月に評価の実施を行い、事後評価シートを作成、11月にこの作成した原案を住民に公表し、意見を募集しました。

12月、本日でございますが第三者機関による審議ということで「まちづくり交付金評価委員会」の開催、その後、後ほど議案でご説明いたしますが、事後評価結果の国への提出、それと平行して次期計画の作成・提出、そして、翌年度以降事業完了後となりますがフォローアップの実施とこういった手続きの流れになっております。

簡単ではございますが、以上で、まちづくり交付金の制度概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、「当該地区におけるまちづくり経緯」となっておりますが、蓮田市の計画の事業内容についてご報告いたします。

お手元の資料4都市再生整備計画（第3回変更）蓮田市中心市街地地区となっているものが、蓮田市の計画書です。

第3回変更となっておりますが、当初は平成16年5月に採択されました。

1回目の変更は、平成17年3月に都市計画道路前口山ノ内線の追加。

2回目は、平成19年2月に小変更を実施。3回目の変更は、平成20年3月で、蓮田駅西口再開発事業の見直しに伴う関連事業の削除と最終年度前の事業費の精査をいたしました。

計画の内容についてご説明しますのでスクリーンをご覧ください。

赤で囲まれた区域が蓮田市中心市街地地区でございます、面積が103ha、計画期間及び交付期間が平成16年度から平成20年度でございます。この地区は、中心市街地の魅力付けと交通環境改善による市民の交流拠点の創造を大目標に掲げ、事業を実施してきました。

交付対象事業費は、20億6,300万円でそのうち国からの交付金が事業費の40%の8億2,500万円でございます。

目標を達成するために位置付けた個別の事業でございますが、先ほど現地視察した通りですが、

- ① 再開発エリアの北側、西口区画街路1号の整備
- ② 蓮田駅西口通線の整備
- ③ 県道蓮田鴻巣線の北側の市道8号線の整備
- ④から⑧までは前口山ノ内線関連で、
- ④ JRの東西間を結ぶ、都市計画道路前口山ノ内線の整備
- ⑤ 前口山ノ内線のアンダー一部分の壁面に、近隣小中学生が作成した絵で装飾する沿道景観形成事業。これは市の提案事業でございます。
- ⑥ 市道8号線（前口山ノ内線事業に伴う）は、前口山ノ内線のポンプや階段室を整備する事業
- ⑦ 県道東門前蓮田線交差点改良（前口山ノ内線事業に伴う）は、前口山ノ内線と県道東門前蓮田線の交差点部を整備する事業
- ⑧ 地域生活基盤施設（ポケットパーク）は、交差点改良によって出来た残地にポケットパークを整備する事業

以上で計画書の内容についてご報告を終わらせていただきます。

質 疑

(奥沢委員長)

ありがとうございました。

今、議事(1)事後評価制度の概要、議事(2)当該地区まちづくりの経緯、都市再生整備計画の内容の説明がありました。全体を通してご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(丹下委員)

評価委員会を設置しなさいというのは、いつごろ国の方からあったのですか。

(事務局)

この評価委員会につきましては、国土交通省で作成しております「まちづくり交付金評価手引書」に、まちづくり交付金評価委員会を設置しなさいとなっております。都市計画審議会で審議することで協議していましたが、都市計画審議会での議事ということでは、決められた審議対象になりますので、この「蓮田市中心市街地まちづくり交付金」は都市計画事業以外も含まれた事業でもありますので、「まちづくり交付金の事後評価」は、第三者機関の「まちづくり交付金評価委員会」を設置して審議することになりました。このため要綱を一部変更して行う運びになりました。

蓮田市の場合は、いろいろ事業内容をご存知の都市計画審議会の委員の皆様が事後評価をしていただくことが、適任であるとのことで「まちづくり交付金評価委員会」として審議を行っていただくことに決めさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

(奥沢委員長)

この整備計画を当初作成したころは、こういう事後評価をする事は無か

ったのではありませんか。最初からありましたか。

(事務局)

当初から事後評価につきましては、評価することになっておりました。現在のような事後評価の様式と多少違っていたと思いますが、事後評価を実施することにはなっておりました。

(奥沢委員長)

最近は、こういう公共事業については、きちんと市民に公表し、評価して、その改善点を次の事業計画に生かす方法が盛んに行われるようになりました。

当初の制度から出来ていたと思いますが、実際に評価し始めたのは最近のことだと思います。

(山口委員)

その辺がまず事後評価と次期計画に組み入れるとか、最初は抱き合わせでなり、そうのように進められると皆さんも了解するところだと思います。

丹下委員のお話、資料3のまちづくり交付金評価の概要の中でまちづくり交付金評価「事前評価」「モニタリング」「事後評価」と段階的にありまして、今回「事後評価」を行うということは分かりました。今後は事後評価の目標が検証でき、次の作成の時も組み入れて貰ったら良いと思います。目標値が共有できることになります。

(事務局)

当初計画の「事前評価」は、市の庁内で調整を図り事業計画を作成して、評価して目標値を作成しました。「モニタリング」は、住民の方々に事業の成果や意見を伺うわけですが、蓮田市の場合は基幹事業がメインで前口山ノ内線を築造する事業のため、モニタリングは行っておりません。

「事後評価」については、国のまちづくり交付金要綱等があります。その要綱には、資料2にもあります会を設置する要綱を定めることになっておりますので、蓮田市の場合、「都市計画審議委員」のメンバーが「まちづくり交付金評価委員会委員」として審議を行っていただくことに定めさせていただきます。

(奥沢委員長)

事後評価が最終年度の5年目に突然出てきた様相を我々は受けるのですが、制度がまだ決まっていないか分かりませんが、少なくとも次回からは、今の趣旨は突然出てくるのではなく、何かしらの計画段階の図面とか何かあって審議して行くのが良いと受けとめ、私もそう思うのですがどうなんでしょうか。今後に関してはいつ事後評価を実施するか分かりませんが、十分情報提供をしていただきたい。

(事務局)

今回の事後評価に基づきまして、さらに今後の第二期の協議をしているところです。計画内容をご説明させていただき、計画に追加したものが良いもの等がありましたらご提案を頂き、追加の検討を行い、国との協議を行い事業計画の変更も行っていきたいと考えております。

(湯谷委員)

今日はどこまで審議するのか。事後評価プラス次の計画まで行うのですか。

(事務局)

今日の審議は、資料2の主な審議事項を審議していただきたいと思っております。

(1)の事後評価制度の概要

(2)の当該地区におけるまちづくりの経緯については、パワーポイント

で説明させて頂いた内容でございます。

(3)の事後評価手続き等にかかる審議が、今回審議事項としてお願いいたします、

- ・方法書
  - ・成果の公表
  - ・実施過程の評価
  - ・効果発言要因の整理
  - ・事後評価原案の公表
  - ・どういう意見が出されたのか
- という事までの審議を頂きます。

さらに

(4)の今後のまちづくりについて審議という、次の計画とちょうど重なる時期でございますので、その説明をさせていただきます。

- ・今後のまちづくり方策について
- ・フォローアップ計画については、実際の事業が未完という状態で今日評価させていただきます。工事が完了した時点で確認という確定という事になります。これにつきましては、担当課で確認作業を行って評価を出しなさいという事が決まっております。それに基づきましてフォローアップ計画を出します。

(5)の評価委員会後のスケジュールがありまして、今後について説明させていただきます、ご審議は(3)、(4)、(5)の項目を皆様でご審議頂きます。

(奥沢委員長)

会議の議事次第を見ましても議事(1)、(2)については、説明ということが主ですが、議事(3)、(4)がメインになってきます。よろしくご協力をお願いいたします。

(岡田委員)

先ほどのパワーポイントで説明がありました中で、PDCAがありましたね。Pはどれですか。

(事務局)

Pは、資料4都市再生整備計画(第3回変更)蓮田市中心市街地地区の3ページ、交付対象事業等一覧表に掲げている項目が計画「P」となっています。

(岡田委員)

議題1のまちづくり交付金事後評価シートの様式2-2の七つの事業とどう連動するのですか。計画と実施はどこにあるのですか。

(事務局)

まちづくり交付金事後評価シートの様式2-2は計画P「プラン」が掲げてあります。七つの事業の実施がD「ドゥ」の実施になります。

(岡田委員)

D「ドゥ」ならば実施はいつの時期に実施するのか、決めているわけですね。各年度の実施があって完成してC「チェック」となるわけですね。目標があってそれで評価をするわけですがそれはどこにあるのですか。

(事務局)

事後評価シートに掲載してあります。これからご説明することになります。

(岡田委員)

P・D・C・Aのサークルがあって、P「プラン」があってD「ドゥ」があって、D「ドゥ」が最も重要であって、何をやっていつまでに誰がどのようにお金がいくらに、それに対して実績がこうで結果はこうで未完でした。それでA「アクション」を起こして、完了は平成21年度になります。結果

は市役所側でCチェックをいたしますというのが大方の話と思いますが、書いた所がどこにも良く読み取れない。書き方が指定されているのですか？  
(奥沢委員長)

P「プラン」は、七つの事業が目標で5年間で実施するというのがP「プラン」と思いますが、細かな事業がどこまで進んでいるかが、D「ドウ」ですよね、それはまだ聞いていませんので、どこまで進んだのか5年間で全部やるという予定だと思いますが、そこはここまでしか進んでいません。だから評価はこうですとの説明があると思います。

今度は議事(3)の事後評価で説明がされると思います。

(岡田委員)

そこまでの説明がないと理解が出来ない。そう思うのですがどうでしょうか。

(奥沢委員長)

計画もこれでいいのかわかりませんが、先ほど説明していただいたものと5年間で原則実施する計画であると思いますが、これからの説明でちゃんと出来たのかどうか、予測どおりであったのかどうか、それをチェックするわけで、進ちよく状況を含めて議事(3)の方で審議をした上で、さかのぼってご意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思いますので、進んだ上でご意見を頂きたい思います。

それでは、議事(3)「事後評価手続き等にかかる審議」ということで、アまちづくり交付金事後評価方法書について、この事業評価をどのようにやるのか定めた方法書の説明と、イのまちづくり交付金事後評価シートに基づいて評価していると思いますので、議事(3)のア、イを一括で説明をお願いします。

(事務局)

事前配布しました議案資料の様式1まちづくり交付金事後評価方法書蓮田市中心市街地地区をご覧いただきたいと思います。方法書は評価を実施する「実施計画書」と思っていたければよいと思います。これは具体的に都市再生整備計画に掲載しました。定量的な指標の計測時期、方法、あるいは各検討作業の時期や主体、検討方法等を記入してあります。これを持ちまして成果の評価、交付期間が終了した時点で、今回はまちづくりの目標について達成状況の検証が成果の評価を行うために作っております。

この方法書は、平成20年5月に県を通して国に提出して、確認指導を受けてあります。

1ページを開いていただきまして(1)成果の評価があります。これは1)都市再生整備計画に掲載した数値目標の達成状況を調べることです。指標1の「店舗数」についてでございます。事前評価時の従前値の求め方はどういふふうに求めたのか。実施主体は誰が行ったのか。計測手法はどのように行ったのか。事後評価時のデータの計測方法と評価値の求め方はどのようにしたのか。計測時期は、実施主体は、データの計測方法は、評価値の求め方は、確定・見込みの別。

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方、フォローアップが必要なのかどうか。計測時期はいつごろになるのか。実施主体はどこで行うのか。計測手法はどうなるのか。ご説明したような内容で国で定められた様式になっております。

●指標1の店舗数について説明させていただきます。

① 従前値の基準時点は、「平成14年度商業調査」の調査結果時、平成14年6月1日時点で行われておりました結果、これを従前値の基準時点としております。

② 実施主体は、都市計画課

③ 計測手法は、平成15年6月に公表されました「平成14年度商業統計調査」を用いて、平成14年6月1日現在の対象地区の店舗数を把握して従前値としています。

事後評価時のデータの計測方法と「評価値」の求め方

④ 計測時期は、平成20年6月1日時点

⑤ 実施主体は、都市計画課

⑥ データの計測手法は、平成20年6月に公表予定の「平成19年度商業統計調査」を用い、平成19年6月1日現在、対象地区の店舗数の把握のため現地確認を行っております。この方法書は5月に提出しておりますので、6月公表時点のものがないので、このような記入をしております。

⑦ 評価値の求め方は、計測時点ではすべての事業が未竣工であるため、効果を計測することは困難である。また、次回の平成21年商業統計調査は平成21年6月1日時点で調査予定であるため、平成19年度商業統計調査が最新のデータである。そこで、過去(平成9年度～平成19年度)の商業統計調査の傾向から平成20年度末の店舗数を推計し、評価値とする事にしました。

⑧ 確定見込み別は、見込み値となります。

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨ フォローアップの必要性は「あり」となります。

⑩ 計測時期は、平成22年6月1日

⑪ 実施主体は、都市計画課

⑫ 計測手法は、平成22年6月に公表予定の平成21年度商業統計調査の調査時点の数値を用い、評価基準日平成21年3月31日の店舗数を把握して、確定値とします。

●指標2の駅へのアクセス時間について説明させていただきます。

A：事前評価時の『従前値』の求め方

① 従前値の基準時点は、都市再生整備計画作成時(平成16年3月1日時点)

② 実施主体は、街路課・都市計画課

③ 計測手法は、(計測時点) 駅へのアクセス道路を実走して測定した時間を従前値とした。

測定区間：<起点>「関山一丁目」交差点

<終点>「JR蓮田駅西口」駅前

測定日時：平成16年3月11日(木) 午前7時30分～午前8時30分

測定距離：1120mです。

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方について

④ 計測時期は、平成20年6月

⑤ 実施主体は、都市計画課

⑥ データの計測手法は

・計測時点では全ての事業が未完了であるため、効果を計測することは困難である。

・そこで、事業が完了したと想定してアクセス時間の図上計測を行う。

・図上計測に当たっては、区間内に設置予定の信号の待ち時間の中間値を計測時間に加味する事としました。

⑧ 確定/見込みの別としましては、見込み値として行います。

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

フォローアップの必要性は、「有り」となります。

⑩ 計測時期は、平成21年3月(供用開始)

⑪ 実施主体は、都市計画課

⑫ 計測手法は、「従前値と同じ計測方法（実測値）で確定値とする。」という事で方法書は作成しております。

●指標3の人口、また指標4 駅東西間のアクセス時間について説明させていただきます。

A：事前評価時の『従前値』の求め方

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方について

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方について記入し方法書としています。

次に(2)実施過程の評価について説明させていただきます。

1) モニタリングの実施状況の確認という項目があります。

A：都市再生整備計画への記載状況及び実施状況について、イの都市再生整備計画に掲載しなかった。

B：の実施事項はなしとなります。当市の場合は基幹事業がメインであるためモニタリングは、考えておりませんでした。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認という項目があります。

A：都市再生整備計画への記載状況及び実施状況については、ア都市再生整備計画に実施することを記載したになります。

B：実施事項は、蓮田駅西口再開発事業の後背地において、駅周辺に適したまちづくりのルール作りをする。このため、地元のまちづくり協議会を中心にまちづくりのあり方を勉強しているところである。

C：事後評価時の確認方法は

① 蓮田駅西口地区まちづくり協議会

② 交付終了年度（平成20年10月1日時点）

③ 都市計画課

④ まちづくり協議会の議事録で住民参加プロセスの実施状況を確認する。

としました。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A：都市再生整備計画への記載状況および実施状況としましては、イ都市再生整備計画に記載しなかったとしました。

B：実施事項は、TMOが今後策定するTMO計画と連携を取りながら、中心市街地の活性化に取り組んでいく。

C：事後評価時の確認方法については

① 蓮田市商工会

② 交付終了年度（平成20年10月1日時点）

③ 商工課

④ 聞き取りをし、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。

裏のページの(3) 効果発言要因の整理については

① 平成20年7月～8月

② 都市計画課（まちづくり交付金主管課）

③ 都市計画課が主管課となり、事業に関わる課（道路課、西口再開発事務所）による庁内の横断的な組織を設置し検討する。

としました。

(4) 今後のまちづくり方策の作成については

① 平成20年8月～9月

② 都市計画課（まちづくり交付金主管課）

③ 前記の組織による検討会を設けて、整理する。

（予定）としました。

(5) 事後評価原案等の公表

原案の公表は

- ① 平成20年10月
- ② 都市計画課
- ③ 市の広報誌及びホームページでの掲載により周知し、都市計画課窓口やホームページでの閲覧により公表する予定である。公表期間は2週間とする。

続いて評価結果(最終)の公表では、

- ① 平成21年3月
- ② 都市計画課
- ③ 市の広報誌及びホームページでの掲載により周知し、都市計画課窓口及びホームページでの閲覧により公表する予定である。公表期間はフォローアップ後1年までとする。

としました。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議につきましては

- ① 平成20年11月
- ② 都市計画課
- ③ 設置・運用方法既存機関である市の都市計画審議会を活用し、まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事後評価を行う。※蓮田市都市計画審議会条例第2条第3号(その他市長が都市計画法上必要と認める事項に関すること。)

名称：蓮田市都市計画審議会

学識：元埼玉県都市計画課長

ということで行うことにしました。一部変更させていただき議会ではありませんが委員のメンバーは同じで、「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」という事で審議を行っていただくように変更したところです。

今年の5月に方法書を作成し、このような方法で最終的には事後評価を行っていくという事になります。今説明した内容についてご審議をしていただきますので、よろしく願いいたします。引き続き議案書の様式2まちづくり交付金事後評価シート蓮田市中心市街地地区について説明させていただきます。

(奥沢委員長)

今、説明をしていただいたのは、事後評価のやり方はこのように行います。データはこういうところから持ってきて、こんなふうに行いますというやり方を決めたのが方法書で、今年の5月に県や国の了解を取って、そういう形で評価してよろしいという了解を貰って実施するという事でよろしいわけですね。

(事務局)

はい。

(奥沢委員長)

この評価のやり方に基づいて、評価した結果をこれから説明していただきます。

(事務局)

引き続きまして、議案書様式2のまちづくり交付金事後評価シートの内容に入る前にそれぞれの事業の進ちょく状況について説明させていただきます。前のスクリーンを見ていただきたいと思います。お手元の資料は、様式2-2地区の概要図面になります。画面の左側の1番の西口区画街路1号ですが、平成16年度から用地買収を始めまして、平成20年度用地買収完了予定という事です。2番の蓮田駅西口通線でございますが、平成19年度までにマミーアート手前まで用地買収が完了しまして、今年度は埋設管の工事を行ってきました。今年度末までに仮設の歩行者等の仮設道路を整備し、歩行者・自転車の方が通行しやすいよう計画しております。3番市道8号線で

ございます。用地買収はほぼ完了し、事業につきましては来年度末までに前口山ノ内線工事や関連工事とともに完了予定という事になっております。4番前口山ノ内線につきましては、用地買収は1件、来年度末までに事業を完了する予定でございます。5番の沿道景観形成事業でございますが、これも前口山ノ内線が開通する前に市内の小中学生の絵を掲げる予定です。6番の市道8号線の前口山ノ内線事業に伴う階段の設置とポンプ等の完成は来年度末となります。7番県道東門前蓮田線との交差点改良工事につきましては、平成21年度の最後の完了予定と考えおります。8番のポケットパークにつきましても、最後の方になると思っておりますが植栽、ベンチ等を整備する予定でございます。進ちょく状況につきましては以上でございます。

議案書2の様式2事後評価シートについてご説明させていただきます。資料のほうが細かくて見づらい所もありますので、要約したものをスクリーンに映しますので、ご覧ください。

それでは、初めに評価の成果についてご説明いたします。都市整備計画に掲げました指標の目標達成度について、それぞれの指標ごとにご説明したいと思います。

まず、一つ目が店舗数でございます。平成14年度の蓮田市中心市街地地区の店舗数は187ございました。まちづくり交付金事業完了後の目標値を200と設定いたしました。事業完了時の評価数値は162店舗ということで目標達成度は「×」という結果になりました。

この評価の主な理由につきましては、再開発事業の完了による賑わい創出効果を見込んでおりましたが、再開発事業の事業内容変更に伴う延期により店舗数の増加が見込めなくなったわけでございます。

次に、二つ目が駅へのアクセス時間でございます。平成15年度の県道さいたま栗橋線関山交差点から蓮田駅西口までの所要時間は5分でした。事業完了後の目標値を3分と設定いたしました。評価数値は3分で目標達成度は「○」という結果になりました。

この評価の理由につきましては、JRの立体交差事業の実施により、踏切待ちや駅周辺の通過車両も減少すると見込んだためでございます。ただ、指標計測上の問題点がありまして、駅へのアクセス道路である西口通線の整備が今回の計画期間では未完了なため、従前値計測時と同じルートを通行したと仮定しまして、指標計測を行っているところでございます。

次に、三つ目が中心市街地人口でございます。平成15年度の中心市街地人口は11,166人で、事業完了後の目標値を11,500人と設定いたしました。評価数値は、11,063人で、目標達成度は「△」という結果になりました。

この評価の理由につきましては、従前値より100人程度減少しているのですが、数値上では明らかに「×」なのですが、市全体に対する中心市街地人口の割合は僅かではあります。増加しておりますので、「△」と評価いたしました。

次に、四つ目が駅東西間のアクセス時間でございます。平成16年度の県道さいたま栗橋線関山交差点からJR下を通りまして県道東門前蓮田線と前口山ノ内線の交差点までの所要時間は12分でした。事業完了後の目標値を5分の設定に対し、評価数値は5分ということで、目標達成度は「○」という結果になりました。

この評価の理由につきましては、前口山ノ内線の立体交差により踏切待ちが完全になくなると見込んだためでございます。ただ、こちらも、西口通線の整備が未完了なため、一部従前値計測時と同じルートを通行したと仮定しまして、指標計測を行いました。

成果の評価のご説明については以上でございます。

次にその他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）についてご説明いたします。

一つ目が駅西口利用者の安全確保でございます。本指標を取り上げた理由につきましては、蓮田駅西口通線は用地買収のみ完了で、工事は未完了でございますが、用地取得箇所は歩行者・自転車への一部供用により、計画書に掲げてあります目標のうちの「交通安全性、歩行者の快適性」に貢献できるのではと判断したためでございます。データの計測手法ですが、用地買収箇所が未舗装なため、並行する細い道へ迂回を余儀なくされている歩行者が今年度中に実施予定の仮舗装後この道を利用すると想定し、現況の道（ぬかるんでいる道）を通行している人数に迂回をしている人数を加算した数値を評価数値としました。従前の数値は、平成15年度、道路がないので「0」でございますが、評価数値は152人ということを見込んでおります。

二つ目に中心市街地人口の割合でございます。先ほどの指標3の中心市街地人口の人数は減っておりますが、平成15年度の市全人口に占める中心市街地人口の割合が17.4%だったのに対し、17.5%という評価結果になり、これは駅周辺の基盤整備の効果と見ております。

成果の評価についてのご説明は以上でございます。

続きまして、実施過程の評価についてご報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の事後評価シート様式2-1（5）と併せて前面のスクリーンをご覧ください。

実施過程の評価とは地区内で交付金事業実施とは別に行っているまちづくり活動の報告でございます。

まず、住民参加プロセスでございますが、蓮田市中心市街地区内（西口再開発エリアの北側）において、地区住民で構成されました「蓮田駅西口地区まちづくり協議会」を中心に、駅周辺に適したまちづくりのルール策定を目指し勉強しているところです。実施頻度として年5回程度実施しており、現在は昨年度地区内で実施しましたアンケートを元に地区のまちづくりを検討しているところです。今後も協議会の活動を定期的に行い、地区住民主体のまちづくりを進めてまいります。

次に持続的なまちづくり体制の構築状況でございますが、計画の方にはTMO（蓮田市商工会）が今後策定するTMO計画と連携をとりながら、中心市街地の活性化に取り組んでいくと記載しましたが、TMO計画が未策定なため、今後は商工会等と定期的な意見交換し、今後の事業に活かしてまいりたいと考えております。

実施過程の評価についてのご報告は以上でございます。

続きまして効果発現要因の整理についてご説明いたします。

資料と併せてスクリーンをご覧ください。

評価結果の効果発現要因の整理にかかる検討体制として、9月にまちづくり交付金事業の担当課（道路課、西口再開発事務所、都市計画課）が集まり指標改善又は指標が改善されなかった要因について整理いたしました。

まず、数値目標を達成した評価結果の一つ目の駅へのアクセス時間が短縮された要因ですが、前口山ノ内線のJR立体交差事業や地区外の国道122号バイパスの開通により、駅周辺の通過交通や車両滞留が解消されたため、県道さいたま栗橋線から駅西口までのアクセス時間を短縮することができたと考えます。しかし、当初、駅へのアクセス道路として想定していた蓮田駅西口通線が工事未完了（歩行者・自転車のみ一部通行可）なため、アクセス条件や交通安全性の向上のため速やかに整備する必要があります。

二つ目の駅東西間のアクセス時間が短縮された要因ですが、前口山ノ内線のJR立体交差事業の完了や地区外の国道122号バイパスが開通したことにより、踏切遮断の影響がなくなり、併せて踏切事故の減少が見込める。ま

た、歩車道分離により車両通行もしやすくなり、県道さいたま栗橋線から東口の県道東門前蓮田線までのアクセス時間が大幅に短縮できたと考えます。

三つ目の駅西口利用者の安全確保の改善要因ですが、蓮田駅西口通線や区画街路1号の用地取得により、歩行者・自転車にとって安全な空間を確保することができ、危険性の高い道路の通行が避けられたため、目標である「交通安全性、歩行者の快適性」の向上に貢献できたと考えます。しかし、現況は仮の状態ですので、安全性・快適性をより向上させるには、工事未完了箇所の速やかな整備が必要であると考えます。

四つ目の中心市街地人口の割合の改善要因ですが、前口山ノ内線や市道8号線の整備により、居住環境の利便性が向上したこと。また、西口通線の用地取得により無接道地が解消され、住宅としての土地活用が進んだことが考えられます。

次に数値目標を達成できなかった評価結果について

まず、一つ目の店舗数が減少した要因ですが、本計画の目標・指標が西口再開発事業の実施に頼っていた面があり、駅西口再開発事業の再検討に伴う事業延期により、再開発ビル・駅前広場・道路の整備が遅れた影響で、特に、駅周辺の店舗減少を食い止めることができなかったと考えます。

二つ目の人口が減少した要因ですが、これも同様に、駅西口再開発事業の再検討に伴う事業延期によって、市の顔である駅前の魅力向上ができなかった影響で人口減少を食い止められなかった可能性が高いと考えます。ただし、市全体が減少傾向にあるので、中心市街地が著しく減少しているというものではありません。

効果発現要因の整理のご説明については以上でございます。

続きまして、事後評価原案の公表についてご報告いたします。

公表方法は事前にお配りしました資料5・6にあります。資料5が広報に事後評価原案に対する意見募集のお知らせを掲載しました。広報に結果を載せるスペースが取れませんので、事後評価原案に対する意見募集のお知らせをしました。掲載箇所としましては、ホームページ及び都市計画課窓口での閲覧といたしました。資料6がホームページに掲載した内容のものでございます。期間は、平成20年11月14日から2週間で、意見書は1通ございました。

それでは、意見書への対応についてご説明いたします。

画面の方を見ていただきたいと思います。意見書の要旨でございますが、本日お配りしました資料の要約したものを更に要約したものが画面の方に載せております。

意見書の要旨の一つ目としましては、「事業が未完では、何を評価するのか。」という質問でございますが、これに対する市の処理方針としましては、国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課「評価の手引き」により、未竣工の事業のときは、評価基準日における達成見込みを推計し評価を実施し、評価値とすることになっております。これについて、今後フォローアップし評価の確定値を出し公表します。

2番目の意見ですが、「具体的に解消した都市基盤が分からず改善点が不明では定量評価は不可能ではないか。」というものでございます。市の処理方針としましては、1番目と同じようではありますが、事後評価については、それぞれの工事が未竣工でありまして、それぞれ指標については、達成見込みを推計し評価値としております。今後事業等が完成した時点でフォローアップを行いながら確定値が出ましたら公表して行きます。

3番目の定量評価の「指標2」になるわけでございますが、「駅へのアクセス時間が5分から3分にとの評価があるが、対象事業によって道路の交通容量やネック地点の改善はされたか。何を根拠に定量評価したのか。」とい

う意見でございます。市の処理方針としましては、「指標2」は、都市計画道路の蓮田駅西口通線で県道さいたま栗橋線との交差部から蓮田駅までの間の車でのアクセス時間です。現在は、一部用地買収は完了し工事は未完ですが、未竣工の事業のときは、評価基準日における達成見込みを推計し評価値とすることになっております。こちらの西口通線は、今回ではなく今後の次期の事業計画に組み入れて行く計画でございます。

4番目の定量評価の「指標4」についてでございますが、「駅東西アクセス機能が改善があったのか。改善されていないのに対象事業の効果はあったのか。」というご意見でございます。市の処理方針としましては、未竣工の事業のときは、評価基準日における達成見込みを推計し評価値とすることになっております。現在工事中で平成22年3月完成を目指し、工事の施工を行っております。予定の完成時にフォローアップを行い効果を検証することになります。

5番目の意見としましては、提案事業についてのご意見ですけれども、「まちづくりの専門家派遣があったが、協議会の努力で計画素案が出来、専門家派遣事業を削除したとなっているがそうなのか。そうならば『住民協働により』とすべき。という意見ではないのか。また、追加事業の『沿道景観事業』項目に『目標・指標・数値目標の改善への貢献を見込む』書いてあるが見込めるのか。」という意見でございます。

市の処理方針としましては、蓮田駅西口地区まちづくり協議会を中心にまちづくりの検討を行っています。協議会では地区の住民を対象にアンケート調査を実施し、地区計画（案）検討を行っております。今回は専門家派遣はありませんが、今後住民協働により計画立案に対して必要であれば、専門家派遣事業を協議会委員と検討して行っていきます。

追加事業の「沿道景観事業」は、小中学生の絵画を立体交差の歩道部に飾り、歩くのが楽しくなって回遊性などが良くなり、目標・指標・数値目標の改善への貢献を見込むものです。

様式2-2の事後評価の地区の概要の下のほうにあります今後のまちづくり方策についての説明でございます。

今後のまちづくり方策にかかる検討体制のご報告でございますが、9月末にまちづくり交付金事業の担当課（道路課、西口再開発事務所、都市計画課）が集まり、本計画完了後のまちづくりについて意見交換や検討をいたしました。

事業によって発生した、新たな課題としましては

- ① 再開発区域外における交通環境の改善が必要
- ② 人の移動を促す駅エレベーターなどのバリアフリー施設の整備が必要
- ③ 人々の集客や回遊の向上のため、魅力の掘り起しなどソフト事業の実施が不可欠
- ④ 駅や公共施設を結ぶ歩行者・自転車にやさしい「道」の整備が必要などがあげられます。

これらを改善するために想定される事業として考えたのが、1番目にさいたま栗橋線までのアクセスルートである蓮田駅西口通線の整備。2番目に足の不自由な方や妊婦さんなど誰もが不都合なく外出できるように、駅バリアフリー施設整備事業の実施。3番目に賑わいのために再開発関連事業の着実な実施と、広場や近隣の社寺を活用したイベントの実施。4番目に歩きたくなるような、歩行車道・遊歩道の整備などの事業でございます。

今回、平成20年度で本計画期間は終了してしまいますので、こういった事業を平成21年度からの第二期計画で実施したいと考えております。

委員の皆様にご配慮しました資料7「都市再生整備計画（案）」が、

まちづくり交付金の平成21年度からの第二期計画の素案でございます。こちらは、現在協議中の資料でございます。

図面の方に実施する事業について表示しております。赤い区域が二期計画の区域で前回よりも少し大きくなっております。

図面の左上、高質空間形成施設として西口再開発エリアから堂山公園方面を結ぶ都市下水路がガタガタだったり、植えてある木が埋設管に影響を与えますので、遊歩道として整備を行う予定です。

次でございますが、市道791号線マミーアート南側の道でございます。蓮田駅西口通線も途中まで、マミーアート南側まで用地買収も終わってまして、こちらを次期計画に本当は載せる予定ですが、現在、第一期の平成20年度事業も終わっていない段階です。これを載せて整備をした段階でマミーアートの南側で道が止まってしまうので、それと平行の中学校通り郵便局前道との道を拡幅して車を通りやすく、また歩行者・自転車が安全に通りやすいように道路を整備するものであります。東和銀行の通りです。

地域創造支援事業とあります西口駐輪場連絡通路。こちらは、国道122号線路沿いから西口自転車駐車場に入りやすいようにするものでございます。

次に市道5号線交差点整備、これはお風呂やさん通りと蓮田駅西口線通線の交差点整備でございます。

次に地域生活基盤施設の緑地でございます。高質空間形成施設モニュメント時計塔を計画しています。

地域創造支援事業、駅の階段を登った自由通路のところにコミュニティ掲示板で、市民交流として団体交流やイベントとかを掲示する掲示板を設置します。

歩行者専用道路でございます。元駅前派出所のありました細い1.5m位の道で歩行者専用道路、歩きやすい道路として整備するものです。幅員は3.0mでございます。

高質空間形成施設・駅バリアフリー施設整備事業エレベーターを西口、東口に2機整備するものです。

地域生活基盤施設駅前の総合案内板、バスの案内板が分かりにくいところもありますので、西口の整備とあわせて西口・東口の案内板の整備を行います。次期計画の素案につきましては以上のとおりです。

以上で今後のまちづくり方策についてご説明を終わらせていただきます。

(奥沢委員長)

今議事(4)今後のまちづくりについての(ア)今後のまちづくり方策について説明をしていただきました。次の(イ)フォローアップ計画について議事(5)評価委員会後のスケジュールについて引き続き説明をお願いします。

(事務局)

引き続きまして、フォローアップ計画についてご説明いたします。本日の事後評価はそれぞれの指標について見込み値で評価をしておりますので、平成20年度が終わって統計調査の数値が確定した時点、又は平成21年度に繰り越している事業などが完了した後に、フォローアップということで、確定値を求め住民公表する予定でございます。

指標1の店舗数については、平成20年度数値が確定する平成21年度商業統計調査の結果を待って、平成22年6月に公表いたします。

指標2の駅へのアクセス時間については、前口山ノ内線の供用開始後である平成22年3月に公表いたします。

指標3の人口については、県の統計値が確定する平成21年5月に地区内

休 憩 質 疑	<p>人口を整理し、公表いたします。</p> <p>指標 4 の駅東西間のアクセス時間については、指標 2 と同様に前口山ノ内線の供用開始後である平成 22 年 3 月に公表いたします。</p> <p>その他指標 1 の駅西口利用者の安全確保については、西口通線の取得用地の仮舗装が、平成 21 年 3 月までに終わる予定ですので、その後、公表いたします。</p> <p>その他指標 2 の中心市街地人口の割合については、県の統計値が確定する平成 21 年 5 月に割合を算出し公表いたします。</p> <p>以上でフォローアップ計画に関するご説明を終わらせていただきます。</p> <p>最後になりますが、本日の評価委員会後のスケジュールについてご報告いたします。</p> <p>本日の都市計画審議会終了後、年内中に皆様からの意見をまとめ、事後評価シートを完成させ国に提出いたします。</p> <p>その後、蓮田市の事後評価についてチェックや内容に対する助言を国から受け、3 月に事後評価結果を住民にホームページ等で公表いたします。平成 21 年 3 月以降につきましては、先ほどご説明しましたフォローアップ計画に沿って、指標の確定値計測と住民公表を行ってまいります。</p> <p>以上で、評価委員会後のスケジュールについてご説明を終わりにいたします。以上が審議事項の説明でございました。</p> <p>(奥沢委員長)</p> <p>ありがとうございました。大変長い説明でご苦労様でした。委員の皆様も大変お疲れだと思います。説明はこれで終わりますが、ここで休憩を取らせていただいて、きちんと審査し審議をしたいと思います。</p> <p>ここで休憩を 5 分程度取らせてもらいます。</p> <p>(奥沢委員長)</p> <p>それでは会議を続行したいと思います。先ほど議事(1)から議事(5)までの全部の説明をしていただきましたが、最後に項目ごとの結論を出したいと思います。まず全体を通じもしてご意見ご質問を出していただきまして、項目ごとの結論としたいと思います。</p> <p>(山口委員)</p> <p>まちづくり交付金の事業年度は、5 年間で今回は最終年度の事後評価を実施ですが、次期計画は、何年の計画ですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>まちづくり交付金の事業期間は、3 年から 5 年で実施することになっております。次期計画は、5 年間で実施する予定です。</p> <p>(山口委員)</p> <p>次期計画の予算はいくらですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料の 7 に記載してあります。5 年間で交付対象事業費は、4 億 2 百万円として計画しております。</p> <p>(竹前委員)</p> <p>資料 7 の交付期間内の事業費はいくらですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で実施する交付対象事業費 4 億 2 百万円となりますが、交付期間内事業費には、蓮田駅構内のバリアフリー事業費 J R 東日本の実施分の事業費分も市で実施する自由通路のエレベーター設置の事業費も含まれております。</p> <p>そのうちまちづくり交付金の交付金対象事業費は、4 億 2 百万円で交付限度額は 1 億 6 千万円の予定となります。</p>
------------	--

(岡田委員)

店舗数については、増やす方法で計画していますが、逆ではないですか。減るのではないですか。

(事務局)

減る事業もありますが、交通事故の減少とか事業を実施したことで減るとかはありますが、通常は現状より増加する事業が対象で、当初から減る事業の実施はまちづくり交付金の対象外となります。当初の店舗数の数字は、商工課で作成しました計画書に基づきますとこのようになる計画でございます。この数字を使いまして、街の賑わいにもつながるという事で目標値としました。

(湯谷委員)

フォローアップ時において目標値はどうなるのか。

(事務局)

フォローアップ時には、その時点における店舗数を報告させていただきます。

(奥沢委員長)

フォローアップ時において事実の数字を報告するわけですね。

(山口委員)

店舗数と人口については、再開発事業が完成しないとできないと思いますが、平成22年6月にはフォローアップするわけですが、現在事業計画の変更で、平成22年6月のフォローアップ時には、再開発の事業中ということを含め、また、まちづくり交付金の二期事業も実施するわけですので、こちら側も西口再開発事業を含めた経緯で判断すべきところもあると思います。

(岡田委員)

賑わいを考えますとまず西口の現在の駅前広場はどういうイメージをしているのですか。現在そこでの人の数はどうなっているのですか。

今後、西口再開発事業が完成し、駅前広場が完成し、西口再開発ビルも出来上がりましたら、相当の人が集まってくるのではないのでしょうか。そのことを表現したらどうか。

(事務局)

まちづくり交付金の評価手続きでは、そこまで求められておりません。今後指標が上がるような次期計画に組み入れて改善してしていくこととなります。

(山口委員)

西口再開発事業は関連事業として行われ、まちづくり交付金事業は、西口駅前広場や再開発ビルを核として賑わい、人にやさしい街づくりを一期、二期も集約して実施して行くことは良くわかりました。

西口再開発ビルの中に100坪程度の多目的室が出来ると聞いていますが、通常より天井高が高くなると劇場としての照明が出来ますから、このような多目的室へ二期のまちづくり交付金は対応になるのですか。

(奥沢委員長)

まちづくり交付金事業で、今説明のあった基幹事業の前口山ノ内線と西口通線を整備していますし、提案事業としてコミュニティ掲示板の設置などが計画され、ソフト事業には皆さんと意見を出して密接に行うことはできると思います。

この補助金を対応するかどうかは、再開発事業の施行者が決めることになるところかと思えます。

(事務局)

次期計画については、再開発事業・道路事業・街路事業と関連する課とは、打ち合わせを行い計画を煮詰めております。

再開発事業のビルの建設は、再開発事業補助にて対応すると伺っています。

(奥沢委員長)

いろいろ良い意見が出されていますが、事後評価手続きにかかる審議をどう評価をやるのか、チェックの項目がありますので、方法書、成果の評価、実施過程の評価等ありますので、改善点、不適切な点があれば意見・具申を行うことになっております。

意見としましては、事業のスケジュールや進行管理を適切に行ってほしい。事業評価方法が分かりにくい、また用語も分かりづらい、他の関連事業と密に行ってほしいなど、そういう意見を具申なのか要望なのかを整理して委員会として提出したいと思います。

(岡田委員)

バリアフリーでエレベーター設置などは、交通バリアフリー法の支援策とかあると思うが、蓮田市全体は考えていないのか、基本方針とか都市計画的にきちんと行っていくのが良いと思うが。

(事務局)

バリアフリー法に基づき今回、駅のバリアフリー化工事を行っています。

(中野委員)

まちづくりの目標、指標が達成できないのは、西口再開発事業が変更などで完成しなかったことで評価が出てこないのではないかと。

(事務局)

事業計画の変更を行うことになりましたので、指標等が出なかったと思います。

(奥沢委員長)

第二期計画は、予定通り進めることはできるのですか。

(事務局)

関係各課と打ち合わせを行い、事業効果が上がり、事業期間に実施完了します。内容をまとめた計画になっております。今後も市民の方のご意見も入れていきたいと思っています。

(湯谷委員)

第二期計画に線路沿いの歩行者道の整備もあり、踏切付近の市道の整備も行ったかどうか。

(事務局)

踏切付近の歩道部の拡幅については、拡幅してほしいとの意見を伺っておりますが、蓮田駅の下りホームと隣接しているため歩道部の拡幅は蓮田駅構内ということもあり、通信ケーブル、信号ケーブルとかが埋設されていますので、切り回しの費用に莫大な費用がかかるため現在は難しい状況です。

(竹前委員)

踏切部の歩道拡幅の時も大変な状況でした。もつと分かりやすく言いますと線路の位置を変える必要があります。

(湯谷委員)

実施している前口山ノ内線が開通すれば交通の流れは変わり減るとは思います。

(岡田委員)

市の職員の皆さんが一生懸命行っているのですから、道路工事の状況とか完成イメージを広報に掲載してPRしたらどうか。また、ホームページに情報を出したらどうか。

(奥沢委員長)

この評価も市民に理解を得て協力をさせていただき、対応策の検討をしながら進めて行く趣旨ですから、委員に対する情報提供を含め市民への情報提供

<p>まとめ</p>	<p>を広報とかPRを実施してほしい。</p> <p>(関根委員) この都市再生整備計画案の方針とまちづくり交付金事業とは100%同じ内容と理解して良いですか。また、都市再生整備計画はまちづくり交付金事業の計画として理解して良いのですか。</p> <p>(事務局) そのとおりです。</p> <p>(山口委員) 蓮田市まちづくり交付金評価委員会として審議を行ったわけで、フォローアップが終わった後、報告をしていただきたいと思いますが。</p> <p>(事務局) 皆さん、都市計画審議会のメンバーが「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」として審議をしていただいたわけですので、審議会の席で、その他事項としてご説明します。</p> <p>(奥沢委員長) ここでまとめとして、国の方に項目ごとの報告が必要でありますので、指摘するもの等があればご意見を頂き、国のほうで評価のやり方も決まるところもありますので、評価をしたいと思っています。 今までの全体説明を聴いたところ、妥当と考えますが皆さんの意見も伺って列記していきたいと思っています。 議事(3)のアまちづくり交付金事後評価方法書について いろいろ用語が分かりづらい、見づらいつかりましたが、「妥当」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(奥沢委員長) イ まちづくり交付金事後評価シート (ア) 成果の評価については予測で行っていますが、そのように評価評価で実施するということがよろしいでしょうか。 (イ) 実施過程の評価について (ウ) 効果発言要因の整理について (エ) 事後評価の原案の公表について (オ) 評価委員会の確認について とありますが、全体を通して手続きも妥当であるということよろしいでしょうか。 また、議事(4)の今後のまちづくりについて (ア) 今後のまちづくり方策について (イ) フォローアップ計画について (ウ) 評価委員会の確認について 出来上がっていないという点もあり、フォローアップをしっかりとやっただく事ということで評価委員会としては、議事(4)も妥当ということよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(奥沢委員長) 留意する点も会として明記したいと思います。まとめますと、事後評価は全体として、「妥当」である。 留意していただく点として、 1 評価の様式や文言等を分かりやすくすること。 2 事業の実施に当たっては、事業スケジュールを明確にし、適切な進行</p>
------------	---

<p>5 閉 会</p>	<p>管理を行うこと。</p> <p>3 市民及びまちづくり交付金評価委員会への情報の提供の充実を図ること。</p> <p>4 関連事業計画等との整合を図り、まちづくりの総合的な計画とすること。</p> <p>5 関連団体等との連携を密にすること（商工会、商工団体、鉄道事業者、自治会、まちづくり協議会）。</p> <p>6 中心市街地の賑わいを創出する事業の充実を図り、それを評価する指標を検討すること（指標として駅前広場に集まる人の数など）。</p> <p>7 主要な対象事業及び関連事業の完了時には適切なフォローアップを行うこと。</p> <p>「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」としては、以上の項目を列記して蓮田市長に提出したいと思います。</p> <p>中身の濃い審議でしたが、「蓮田市まちづくり交付金評価委員会」はこれで終了いたします。長時間ご苦勞様でした。</p> <p>以上閉会</p>
--------------	--